

野田出張所の統合のお知らせ

千葉地方法務局野田出張所は、平成23年11月7日（月）をもちまして、柏支局に統合しました。

なお、野田出張所統合後の各種事務に関する管轄区域は以下のとおりに変更となりますので御注意ください。

1. **不動産登記事務**に関する管轄区域

野田出張所管轄（野田市） ➡ 柏支局管轄に変更

2. **商業・法人登記事務**に関する管轄区域（注1）

野田出張所管轄（野田市） ➡ 千葉地方法務局

柏支局管轄（柏市・我孫子市） ➡ 法人登記部門管轄に変更

3. **戸籍・国籍事務**に関する管轄区域（注2）

松戸支局管轄の一部（野田市） ➡ 柏支局管轄に変更

（注1） 本統合と併せて、商業法人登記事務の取扱庁の変更により、野田出張所及び柏支局で取り扱っていた商業・法人登記事務は本局法人登記部門で取り扱うこととなります。

（注2） 本統合と併せて、松戸支局で取り扱っていた野田市関係の戸籍・国籍事務については、柏支局で取り扱うこととなります。

※お問い合わせ先

千葉地方法務局柏支局

住所 〒277-0005 柏市柏6-10-25 TEL 04-7167-3309

千葉地方法務局法人登記部門

住所 〒260-8518 千葉中央区中央港1-11-3 TEL 043-302-1315

千葉地方法務局総務課

住所 〒260-8518 千葉中央区中央港1-11-3 TEL 043-302-1311

千 葉 地 方 法 務 局